



平成 20 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ リ ン 堂
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 寺 西 豊 彦
(コード番号 2660 東証第一部・大証第二部)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 事 業 戦 略 室 長 井 村 登
(T E L . 06-6394-0039 (代表))

行使価額修正の決定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 5 日の取締役会において、当社が平成 18 年 12 月 25 日に発行した新株予約権に関し、行使価額修正の決定を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 行使価額修正を行う新株予約権の回号 第 5 回新株予約権
2. 行使価額の修正開始日 平成 20 年 6 月 13 日
3. 修正前行使価額 1,480 円 (適用は平成 20 年 6 月 12 日まで)
4. 修正後行使価額
 - (1) 平成 20 年 6 月 13 日から平成 20 年 7 月 18 日までの間 731.7 円
 - (2) 平成 20 年 7 月 18 日の翌日以後
行使価額は、毎月第 3 金曜日 (以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで (当日を含む。)の 3 連続取引日 (ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値の 90%に相当する金額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。)に修正される。
 - (3) ただし、上記算出の結果、修正後行使価額が 493 円 (ただし、行使価額の調整により調整される。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が 1,974 円 (ただし、行使価額の調整により調整される。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
5. 修正事由
第 5 回新株予約権要項に規定された行使価額の修正条項の適用によるものです。
6. 調達資金の用途
第 5 回新株予約権の行使価額修正の決定に伴う包括行使請求により調達される資金は、株式会社ニッショードラッグの株式取得に係る借入金の返済に充当する予定であります。
また、関西地域における小商圏でのドミナント形成を推進するための出店を引き続き行う予定であり、財務バランスと資金需要を検討した結果、資本調達を行うことと致しました。

以 上